

## 公共施設等運営権の設定について

鳥取県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、株式会社鳥取エアポートに公共施設等運営権を設定したので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

鳥取県知事 平井 伸治

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 公共施設等の名称 | 鳥取県営鳥取空港   |
| 2 | 立地       | 鳥取県鳥取市賀露町及び湖山町   |
| 3 | 規模及び配置   | 航空法（昭和27年法律第231号）第40条に基づき告示された鳥取空港の範囲及び周辺  |
| 4 | 運営権者     | 鳥取市湖山町西四丁目110番地5<br>株式会社鳥取エアポート<br>代表取締役 岡田 信一郎  |
| 5 | 運営権に係る内容 | (1) 空港運営等事業<br>(2) 空港航空保安施設運営等事業<br>(3) 環境対策事業<br>(4) その他附帯事業  |
| 6 | 運営権の存続期間 | 令和9年4月1日から令和29年3月31日まで（事業期間の延長があった場合は、当該延長後の事業期間の終了日までとする。ただし、当該延長後の事業期間の終了日は、公共施設等運営権の設定の日の35年後の応当日の属する年度の末日を超えることはできない。） |
| 7 | 理由       | 鳥取県営鳥取空港の運営を効果的かつ効率的に行うため、株式会社鳥取エアポートに運営権を設定しようとするものである。   |